

## 戦国期山口の景観とその変化―街路・地割の形態分析を通じて―

山村 亜希

### 一 はじめに

山口は、西国有数の守護・戦国大名である大内氏が本拠を構えた中世都市である。大内氏が山口に居館を構え、町を建設したのは、通説では延文五年（一三六〇）頃とされてきた<sup>1</sup>が、長年にわたる大内氏館跡（以下、館跡と略す）の発掘調査によって、館は十五世紀中葉に設置されたことが明らかになった<sup>2</sup>。つまり、大内氏が山口に本拠を置いた期間は、通説よりもかなり短く、十五世紀半ばから毛利氏によって滅ぼされる弘治三年（一五五七）までの約一世紀間ということになる。

筆者は、一九九九年に発表した旧稿<sup>3</sup>において、大内氏が山口の都市空間にどのような関与したのかを論じるため、山口の都市空間構造の変遷過程を検討したことがある。ここでは、前述の約一世紀を、①文明九年（一四七七）以前、②文明九年から永正十七年（一五二〇）まで、③永正十七年から天文二十年（一五五二）までの三時期に区分した。①の時期には、北部山際に大内氏の保護と統制を受けた寺院が集中的に配置されたが、南部の石州街道沿いには大内氏権力とは関連の薄い市町が存在したことを推定した。②の時期になると、石州街道沿いの市町が発展し、街道に交差して小路が開設される一方で、大内氏館周辺・竪小路沿いにおいては、大内氏によって町割の変更を伴う統制が施された可能性が高いとした。そして③の時期にも、石州街道周辺や竪小路南部の町空間は発展を続けたが、そこに対

する大内氏の積極的な統制は見受けられないとした。ここから、順調な発展を続けた石州街道沿いに対して、大内氏は空間面では積極的な統制・支配を行っていないとの結論を導いた。しかし、論点とした石州街道沿いにおいては、発掘調査がほとんど行われていないこともあって、旧稿の結論は考古学的に確認された訳ではなく、文献・地図資料からの推定に過ぎないという限界を伴っていた。

その後、二〇〇〇年代に入ってから、館跡に加えてその周辺の大内氏関連町並遺跡（以下、町並遺跡と略す）においても、発掘調査が着実に進展した。その中で近年、増野晋次<sup>4</sup>と古賀信幸<sup>5</sup>は、館跡と町並遺跡の発掘調査の成果を総括し、戦国期山口の空間構造の変化に関して新しい見解を発表している。

増野は、旧稿で推定した①段階での市町の存在には否定的であり、十五世紀末以降に盛土整地を伴う本格的な都市整備が町並遺跡指定範囲の広域で行われ、その結果、現在と同じ方向性をもつ街路・街区が形成されたことを指摘した。古賀の研究は、空間構造の変化を中世全般にわたって論じたものであるが、戦国期に限ると、(1)十五世紀半ばから後半、(2)十五世紀末（具体的には、文明十七年（一四八五）から十六世紀初め、(3)十六世紀前半（具体的には永正十七年（一五二〇）から中頃の三時期に区分している。(1)の段階では、大殿大路に面して大内氏館が建設されるが、その周囲の建物は館の方向とは連動せず、散在していたとした。(2)の時期になると、家臣の山口集住政策が進み、大規模な盛土整地が行われ、築山館と豎小路を基軸として、現在と同じ方向性をもつ街区が整備されるとした。そして(3)の段階では、高峯大神宮の勧請を契機に、伊勢大路の整備とその沿線の開発がなされ、武士の居住地が一ノ坂川右岸に拡大すると同時に、館跡から南側の石州街道周辺にも遺構・遺物が著しく増加することを指摘した。いずれも、考古学的方法によって空間構造の動態を論じた研究として、高く評価されるものだろう。

但し、町並遺跡の範囲は、館跡を中心とした山口の北部一帯（以下、北部とする）であり、南部の石州街道（以下、南部とする）沿いの全域には及んでいないため、旧稿が問題とした石州街道沿いの町空間については、いずれの研究においても主たる分析対象とはされていない。そのため、館跡及び町並遺跡で考古学的に明らかになった戦国期

の土地利用、遺構の方向性や、それらのデータに基づいて示された北部の街路・街区の形成過程と、旧稿の注目した南部の石州街道沿いの空間変化とが、どのように関連しているのかについては、論点とされてこなかった。この点を考える上で、文献史学の平瀬直樹<sup>7)</sup>による近年の研究が示唆を与えている。平瀬は、大内氏が山口の町共同体の執り行う祇園祭に介入し、文化面で都市の統制を行っていたこと、十穀聖や時宗聖といった「時宗系」の僧とその拠点寺院を介して山口の民衆に接していたことを指摘した。平瀬の研究は、大内氏が石州街道沿いの町社会に間接的に関与していたことを主張するものであるが、ここで大内氏と都市住人との結節点として挙げられている談義所常喜院と時宗善福寺の推定地は、地理的には山口の南北地区の接点に相当することが注目される。旧稿では、善福寺の推定地に異説もあることから、この立地を重視していなかったが、平瀬の指摘は、南部地区と北部地区とが寺院空間を介して結びついていた可能性を示唆するものでもある。このような新しい見解をふまえると、北部と南部の空間の関連性を再検討する余地はまだ残されていると言えよう。そこで、本稿においては、北部における近年の発掘調査成果をふまえて、北部・南部の両地域から構成される戦国期山口の都市景観の復原を再検討することを目的とする。

とはいえ、石州街道沿いの南部で発掘調査が少ないという状況は、旧稿作成時から変化なく、新資料を得ることは難しい。そこで、本稿においては、旧稿でも使用した地籍図、近世絵図といった地図資料を、二つの視点から読み直し、形態分析を深化させることで、先述の目的にアプローチする。

その一つは、微地形と街路・地割形態の対応関係の分析である。筆者は、かつて南北朝期長門国府の景観を復原したとき、長門国府における古代・中世段階の古い街路・街区形態が、砂碓や後背湿地の形状に大きく規制されていることを指摘した<sup>8)</sup>。また、能登七尾においても、微高地を選択的に利用して街路が通り、集落が散在していた中世港町の景観が、織豊期・近世初期以降に氾濫原、旧河道、浅い湾入部の埋め立てが段階的に進められることによって、規則的な街区と直線街路から成る近世城下町の景観へと再編される過程を明らかにした<sup>9)</sup>。安定的な微高地である自然堤防を選んで諸施設が立地し、街路群が設定される中世都市は、豊後府内や尾張清須など他にも見受けられる<sup>10)</sup>。こ

のような事例から、少なくとも、微地形に適合的な街路・街区は、そうでないものよりも相対的に古いことが推定される。この推定に基づいて、微地形と街路・街区形態との関連を分析することで、山口の景観復原にこれまでとは異なる知見を提供することができると思われる。

もう一つは、街路・地割の形態分析の精緻化である。旧稿でも街路・地割の形態分析を行ったが、それは短冊形地割の形態をパターン化し、それぞれの類型の新旧関係を推定した上で、同時代史料とクロスチェックし、街路・街区の形成過程を推定するものであった。しかし、短冊形地割の類型化のみに分析を集中させたため、その他の街路・地割の形態的特徴を十分に分析することはできなかった。街路・地割の詳細な形態分析を行うことで、その形成過程を考察する余地はまだ残されていると想定される。

第二章では、山口の微地形を検討し、その特徴を確認する。第三章では、微地形と街路形態との対応関係の検討と街路・地割の形態分析を行い、その成果を接合させて、街路・地割の相対的な形成順序の仮説を立てる。第四章においては、第三章の仮説に近年の町並遺跡の発掘調査の成果を組み合わせて、街路・地割の具体的な形成時期とその過程について試案を示す。最後に、その試案に諸施設の分布や文献史料に記載される地名・町等の空間情報を加えた景観復原図を作成し、結論として提示することにした。

なお、旧稿における空間構造変遷の時期区分（前述①・②・③）は、館跡・町並遺跡の発掘調査や増野・古賀の研究において基準とされる大内氏遺跡出土土師器皿の時期編年<sup>11</sup>と厳密には合致しておらず、考古学サイドの研究と旧稿の推定の接合を困難にしている。そこで本稿においては、時期区分を考古学における研究と統一させ、戦国期を以下の三時期に区分し、考古学による時期編年を用いて以下のように呼称する。

Ⅱ期：十五世紀半ばから後半まで

Ⅲ期：十五世紀末（文明十七年（一四八五））から十六世紀初めまで

Ⅳ期：十六世紀前半（永正十七年（一五二〇））から中頃（弘治三年（一五五七））まで

## 二 山口の微地形とその特徴

本章では、山口の微地形の特徴を検討する。ここで基本資料として利用したのが、昭和二十七年（一九五二）測図昭和三十八年（一九六三）修正測図の「山口市役所発行「山口市都市計画図」である。この図は、三千分の一という大縮尺の都市計画図で、五十センチ間隔の等高線と小数点二桁までの標高が記されており、山口の市街地全域にわたって高度経済成長期以前の微地形を把握することのできる地図としては、管見の限り最も古いものである。とはいえ、本図は、本稿が復原の対象とする戦国期から約四百年近く隔たっており、その間に山口の微地形が改変されなかったと想定することはできない。戦国期の旧地形を厳密に復原し、等高線図として示すには、発掘調査の地層・地質データの集成によって地形環境分析を行う必要がある<sup>12</sup>ことは十分に承知しているが、残念ながら、山口の市街地における発掘調査は、等高線図を描くことができず、町並遺跡の範囲外の南部におけるデータはほとんどない。そのため、現段階の発掘調査では、山口の旧地形を全域にわたって等高線図として復原することは難しい。そこで本論では、応急処置的な代替手段として、この昭和二十七年の都市計画図から五十センチ間隔の等高線を抽出した等高線図を作成し、これに昭和二十二年（一九四七）撮影の空中写真から判読した段差のラインと旧河道を加えた地表面の地形図（図1）をもとに、山口の微地形の概要を把握する。

大内氏館は一ノ坂川の形成した扇状地扇状部に立地している。この扇状地は、大内氏館南の標高三十五から三十七メートル付近を境に、傾斜角度が変化する。つまり、大内氏館は扇状地の傾斜転換点に立地していることになる。一ノ坂川左岸の扇状地は、七尾山から南に連続する微高地の影響を受け、やや高くなっている。

緩傾斜扇状地の南には、榎野川（天神川）が流れている。榎野川が大きく南に向かって蛇行する標高二十九メートル付近は、河川の攻撃面にあたり、緩傾斜扇状地が侵食され急崖となっている。この崖は東西に長く延び、空中写真からも明瞭にこの段差のラインを判読できる。この崖ラインよりも低い場所には、空中写真から複数の榎野川旧河道

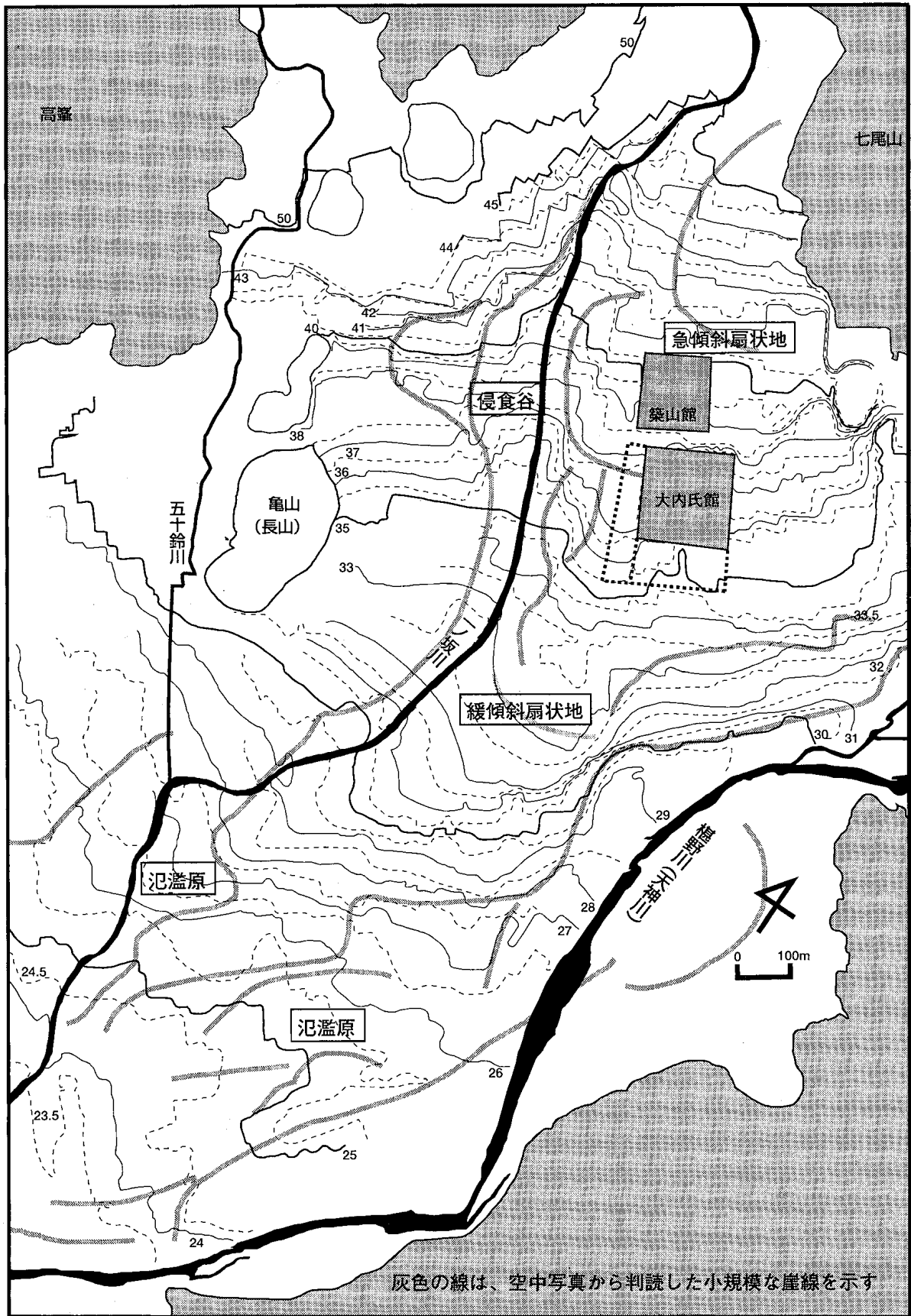


図1 山口の微地形と地形分類  
 実線は1m間隔、破線は50cm間隔の等高線を指す

と思われる痕跡を確認することができるので、洪水の頻発する不安定な氾濫原であることが分かる。空中写真からは、標高三十三〜三十四メートル付近にも、この急崖ラインとほぼ平行して別の小段差のラインを見出すことができるので、緩傾斜扇状地は二段から成り立っているとと言える。

南北に流れる一ノ坂川は、扇状地を削り、周囲よりも一段低く細長い侵食谷を形成している。町並遺跡の発掘調査において、室町・戦国期における一ノ坂川の流路は、現流路とほぼ同じであった可能性が高いことが指摘されている<sup>13</sup>。ことをふまえれば、この侵食谷も中世には存在していたと考えられる。一ノ坂川右岸においては、空中写真より侵食谷の小規模な崖線をほぼ一貫して確認できるが、左岸においては、崖線は断片的であり、緩傾斜に差しかかると、そのラインは一層不明瞭になる。ここから、一ノ坂川左岸の方が右岸よりも比較的安定な地形条件にあったことが推定される。とりわけ、一ノ坂川が西に振れる標高三十二〜三十四メートル付近は、洪水が頻発したことが推測される。一ノ坂川が急な角度で方向を変える標高二十五から二十八メートル付近においては、等高線の間隔が広がり、傾斜角度はさらに緩くなる。この近辺には、藤ノ水と呼ばれる井戸があり、これは地下伏流水が地表面に現出したものと考えられるので、これより低地は扇状地扇端部にあたるのだろう。空中写真からは標高二十八・五メートル付近に、一ノ坂川の現河道の右岸・左岸にまたがる段差のラインを確認できることから、この付近では一ノ坂川の河道は固定していなかった時期があったことがうかがわれる。

ここで、一ノ坂川左岸の扇状地は、榎野川と一ノ坂川によって東西両側から侵食を受けていることを確認しておきたい。左岸の扇状地は、七尾山から南北に延びる微高地の影響によって、南北方向に延びる尾根状の起伏を形成している。その両側を二本の河川が侵食しているため、尾根状の扇状地は南に向かって細長く突き出す。つまり、緩傾斜扇状地の先端は、両河川の氾濫原に向かって、いわば嘴状に突出していることになる。

### 三 街路・地割の形態分析

#### (一) 微地形と街路形態

図1で示した五十センチ間隔の等高線に、年紀が明らかかな山口の市街絵図の中で最も古い絵図である、享保十三年(一七二八)の「山口宰判 宇野令村地下図」<sup>14</sup>に記載された街路と、明治期の地籍図<sup>15</sup>における小字界と小字名を加えて作成した図が図2である。本節では、この図をもとに、微地形と街路形態との関連を検討し、街路の相対的な形成順序を検討する。

石州街道は、豎小路との交差点で近世には高札場であったa地点よりも南西部分に関しては、榎野川の氾濫原を可能な限り避けて、安定した緩傾斜扇状地上を通過している。このことが最も顕著にルートに現れているのは、e地点よりも南西の小字中市・米屋町・道場門前の部分である。米屋町から道場門前にかけての石州街道はゆるく曲がっているが、このカーブは嘴状に突き出す緩斜面扇状地の尾根の形状とよく合致している。つまり、e地点よりも南西の石州街道の形状は、微地形上の細かい起伏にデリケートに対応しているといえる。

しかし、同じ石州街道でも、a地点よりも北東のa—b—cの区間については、氾濫原を避けているとは言え、榎野川の攻撃面にあたる崖線の際ないし斜面を通過しており、安定した尾根を選択して通過するe地点より南西とは、立地条件が明らかに異なる。a地点よりも北東の石州街道は、小字円政寺の中央付近(g地点)でわずかに曲がった後、ほぼ直線となり(g—b間)、b・c地点で直角に近い角度で屈曲を繰り返す。この二度の屈曲は、近世城下町や宿場町の出入り口に設けられる遠見遮断を想起させる形状であり、人工的で意図的にルートが設定されたような印象を受ける。このように、e地点より南西の石州街道とa地点よりも北東の石州街道とは、微地形への対応と人工的な街路形態という点で対照的である。ここから、石州街道はa—e間を境として、敷設時期ないし主要街道としての機能を担うようになる時期が異なる可能性が推定される。a—b間(とりわけg—b間)やb—c間の街路敷設ないし主要街道としての整備は、e地点南西の石州街道よりも相対的に新しいのではないだろうか。このような推定を立て



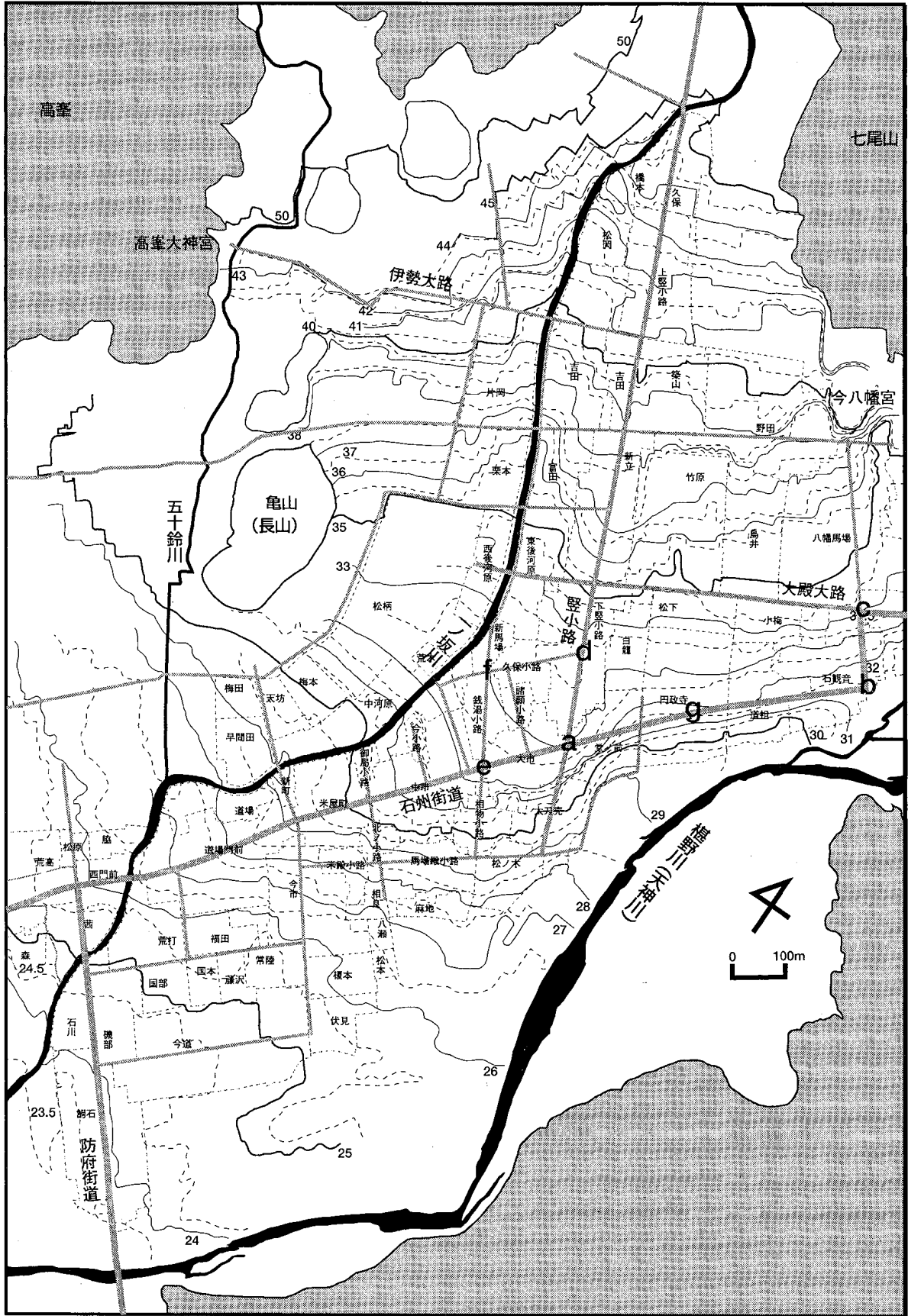


図2 山口の街路形態と微地形

ると、a地点よりも北東の石州街道が敷設・整備される以前の古いルートはどこを通過していたのかが、次の疑問として浮かんでくる。この疑問を検討する前に、山口のもう一本の主要道である豎小路と微地形との対応関係を検討しておこう。

一ノ坂川左岸の豎小路は、石州街道とは対照的に一貫して直線道であり、この形状からは、新しい時期に設定された人工的な道路であるように見える。しかし、微地形を勘案すると、一ノ坂川の侵食谷を避け、安定した扇状地上を通過する道路でもあることも分かる。中でも字新立から下豎小路にかけては、急傾斜扇状地の尾根を通過しており、微地形上の小規模な起伏に適合的ではある。この点はe地点より南西の石州街道と同じ立地条件であり、比較的古い時期から、現在のような直線道ではないにせよ、原型となるような街路が存在していたことを推測させる。

しかし、豎小路の中でも、扇状地の尾根に対応していない部分がある。それがa—d間であり、南西方向にゆるやかに曲がる緩斜面扇状地の尾根を通過せず、榎野川の攻撃面の崖に向かって直線道が延びている。緩斜面扇状地の尾根に対応してルートを仮定すれば、それはd地点からe地点に向かって、字諸願小路の中央を切るような曲線となるだろう。先述の石州街道の推定と同様に、豎小路もd地点を境にその南北で敷設ないし整備時期が異なり、d—e間はd以北よりも新しい可能性が推測される。

ここで、a地点よりも北東の石州街道が敷設・整備される前の旧ルートは、どこを通過していたのかという先の問いに、一つの試案を示すことを試みたい。これまで述べてきたように、e地点よりも南西の石州街道とd地点以北の豎小路は、扇状地の尾根を選択的に通過しているという点で共通した立地条件にある。これらの街路を相対的に古い時期のものともみなし、その特徴を微地形上の起伏に適合的であることに求めるならば、e地点とd地点とを結ぶルートが想定される。それは、e地点から緩斜面扇状地の尾根に沿って字諸願小路を貫通し、d地点に至る曲線ルートである。このような形状の街路が存在したのかどうかは、発掘調査による考古学的検証を待たねばならないが、ここは一つの試案として可能性を示すことにしたい。このルートを、本稿では石州街道旧ルートとする。大殿大路を大内

氏館の建設以前から人為的に設定された古道であるとする古賀の見解<sup>16</sup>をふまえば、この旧ルートはd地点ではなく、豎小路と大殿大路との交差点に向かう曲線で、大殿大路に連続していたのかも知れない。いずれにしても、何らかの旧ルートの存在を想定すると、攻撃面の崖線際や斜面を通過する石州街道 a—b間のルートは、旧ルートから現ルートへの石州街道の付け替え時に、新規に敷設ないし整備が行われたことが推測される。

図2を注視すると、a—b間のルートと同じ立地条件にある別の街路に気づく。それは、字馬場殿小路・松ノ木を通る馬場殿小路であり、その北の石州街道とは平行せず、緩斜面扇状地と氾濫原とを隔てる崖線の際に沿っている。ここから、馬場殿小路は少なくとも石州街道旧ルートよりも新しいことが推定され、さらに推測を続けるならば、a—b間のルートと同時期、すなわち石州街道の付け替え時に近い時期に敷設・整備されたと考えられる。

さて、ここまで検討を行ってきた街路は、扇状地上の起伏とどのように対応しているかという点では差があるが、いずれも洪水をできるだけ避ける、扇状地上に立地しているという点では共通している。その一方で、扇状地よりも低地に広がる榎野川と一ノ坂川の氾濫原にも、複数の街路が敷設されていることにも目を向きたい。石州街道から南東に分かれ、鰐石を経て榎野川を渡る防府街道と今市—今道—鰐石のルート、これらの周辺の街路群は、互いに平行ないし直交し、規則的な街区を構成している。この場所は、榎野川の旧河道が複数確認される氾濫原であり、本来人間の居住には向かない。これらの街路の多くは、扇状地上の街路が形成されて以降に、氾濫原が居住に適するように改良・克服され、それに伴って設定された新規開発地の新道の可能性が高い。

扇状地と侵食谷という凹凸のある地形にまたがりながら、その地形条件の差を街路形態に反映させず、直線道となっている別の街路がある。築山館南限の街路（近世絵図には野田町—築山町—松田殿小路—片岡小路と記される）や伊勢大路（近世絵図には円小路—伊勢門前と記される）は、一ノ坂川左岸の急傾斜扇状地においては、扇状地の等高線にほぼ平行しており、同じ標高を通過する街路という点で地形に適合的である。しかしこれらの街路は、いずれも一ノ坂川の侵食谷を越えて右岸に直線道で延びている。この形状からは、最初に一ノ坂川左岸の急傾斜扇状地にお

いて、扇状地の傾斜に合わせた直線道路が敷設され、その後そのラインを右岸にそのまま延長したという二段階の形成過程が示唆される。

ここまでの検討をまとめておく。微地形との対応関係という点からは、山口の街路は三パターンに分類され、それらの相対的な形成順序として、以下の三段階が想定される。

### ①段階

扇状地上の尾根という最も安定した微地形に対応した街路が敷設ないし整備された。石州街道旧ルート、豎小路（の原型）が該当する。既に大殿大路も存在していた可能性もある。

### ②段階

扇状地上ではあるが、①段階の街路より不安定な崖線の際や斜面を通る街路が直線的に敷設ないし整備された。石州街道 a—b—c のルートや馬場殿小路が該当する。

### ③段階

居住に不向きな氾濫原や侵食谷に、直線道路が人工的に設定・延長された。今市—今道—鰐石のルート、伊勢大路、築山館南限道路、防府街道が該当する。このうち伊勢大路、築山館南限道路は、①段階ないし②段階に、一ノ坂川左岸に扇状地の傾斜に合わせて敷設・整備され、③段階に右岸に向かって延長されたと思われる。

## (二) 微地形と地割形態

土平博は、地籍図における一部の石州街道周辺の地割形態が、少なくとも近世中期までは遡ることを実証しており、山口においては、大内氏段階に形成された町屋敷が基本的にはそれ以降も継承されたと考えている<sup>17</sup>。近世において地割の根本的な変更が行われていないならば、地籍図に記載された地割の一筆一筆の形状が戦国期に直結しないとしても、地割形態のパターンや字界の形状が、形成期にまで遡る可能性は高いと考える。そこで本節では、旧山口町の地

籍図に記載された地割（図3）の形態分析を行い、その特徴から街路・街区の形成要因を推定して、前節で推定した街路の形成順序と組み合わせる。このとき、地籍図を等高線図と重ねて、微地形と地割形態との関連も検討する（図4）。

主要道路である石州街道・竪小路と、その他の小路という名称の付けられた街路との交差の形状に注目すると、直交する小路と斜交する小路の二タイプがあることが分かる。前者としては、石州街道に交差する御局小路―北ノ小路、今小路、諸願小路、竪小路に交差する久保小路と伊勢大路以外の街路が挙げられる。後者としては、石州街道に交差する銭湯小路―相物小路、竪小路―太刀売、竪小路に交差する久保小路、伊勢大路がある。

主要道路に沿って地割が一旦形成されると、その背後に抜けるための横道は、主要道路沿いの地割形態に規制された形で開設される。主要道路沿いの地割は、間口の大きさは様々でも、道路に対して直角に設定されることが普通なので、地割の間を抜ける小道も必然的に主要道に対して直交することになる。これを山口に適用すると、石州街道・竪小路に沿って地割が形成されて以降に、それに直交する小路が開設されたという過程が推定される。

ここで、石州街道と小路が直交する大市・中市・米屋町の地割形態を検討しよう。これらの字の展開する石州街道沿いは、永正十七年（一五二〇）には「大町」と呼ばれており、Ⅲ期・Ⅳ期には山口の中心的な町場であったと考えられることは既に旧稿で指摘した。ここで石州街道に沿って連続する短冊形地割は、全体的に奥行きが極めて長く、中には奥行きが百メートルを超える地筆も見られる。この形態から、街道沿いの地割の形成期に、その成長を遮る他の地割が背後に存在しなかったために、奥行きの長い土地をいち早く占有できたという過程が示唆される。大市・中市・米屋町の北に向かって派生する小路は、いずれも街道沿い北側の地割の形成後に開設されたことになる。

これらの小路のうち、御局小路と今小路に注目したい。これらの小路の突端は一ノ坂川であり、対岸の字は中河原である。中河原は一ノ坂川の両岸にわたって展開しており、この付近が急傾斜扇状地を下る一ノ坂川の攻撃面で、扇状地の傾斜転換点であることを勘案すると、中河原は氾濫が生じやすく不安定な、文字通りの河原地形であると思わ

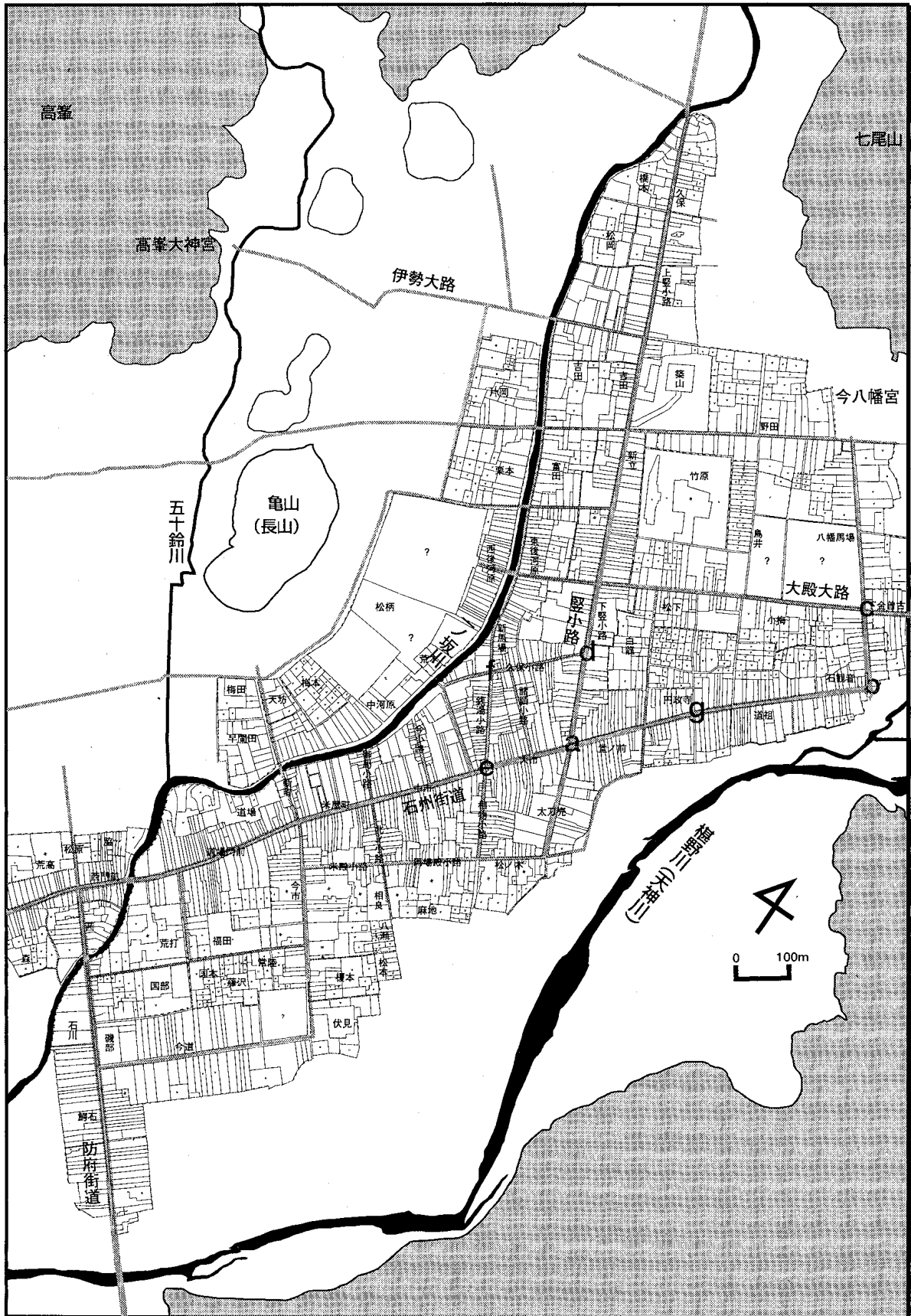


図3 旧山口町地籍図における地割と小字名

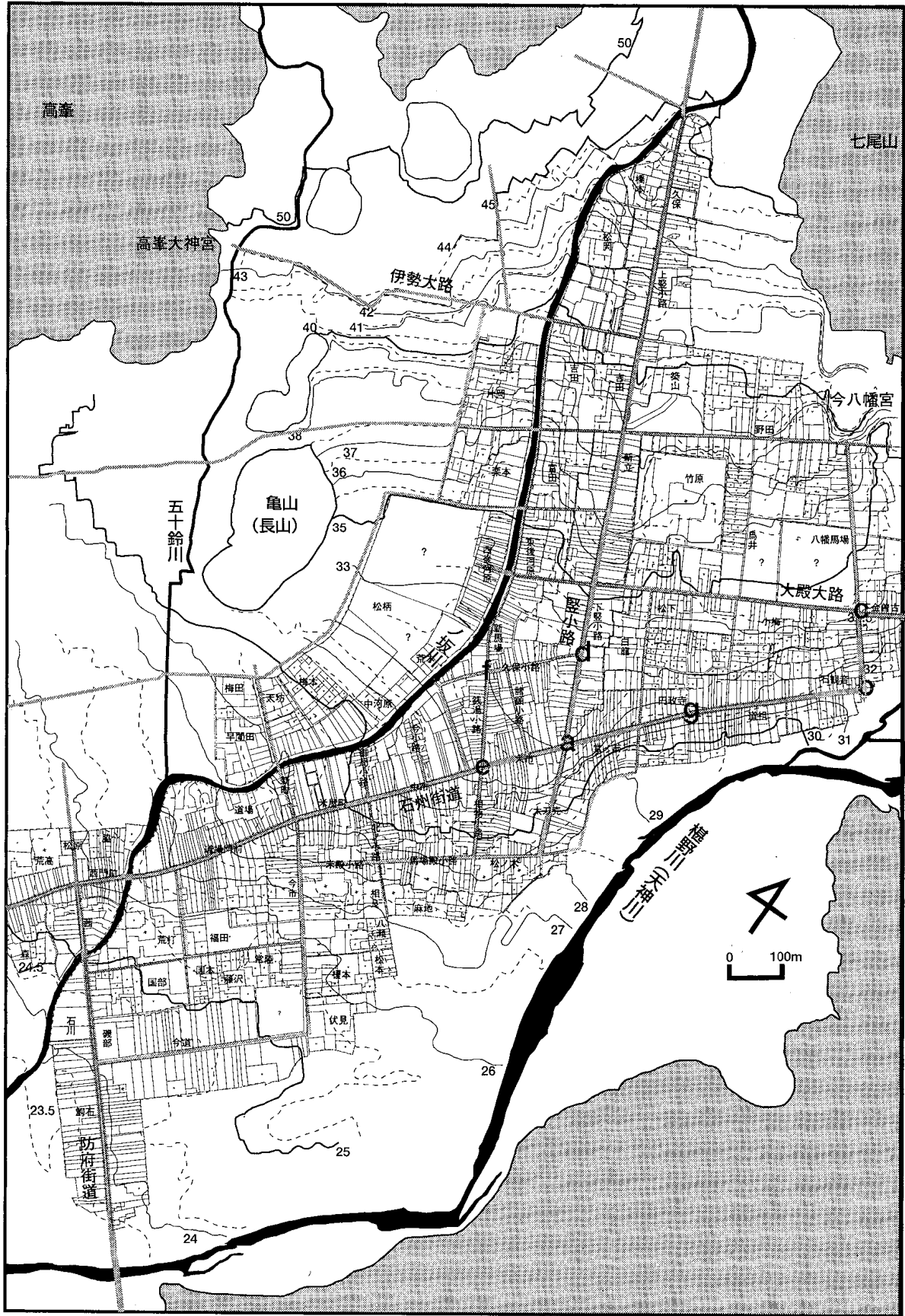


図4 山口の地割形態と微地形



れる。二本の小路は、一ノ坂川の河原に向かって石州街道から派生したと言えよう。小路はそれぞれ小規模な両側町の形態を成していることから、石州街道と一ノ坂川との間に往来があり、町屋敷も存在したことが分かる。ここから、石州街道北側の地割の形成後に、一ノ坂川の舟運利用ないし荷揚げを目的として小路が開設され、その後小規模な両側町が形成されたという可能性が推定される。

石州街道の南側においては、短冊形の地筆が途中で屈曲するという特徴がある。この短冊形地割の屈曲は、とりわけ大市・中市・米屋町の字の中央部において顕著である。街道の南側は、榎野川の氾濫原に向かって徐々に下る傾斜地形となっており(図4)、屈曲点はまさしくその傾斜開始地点と合致する。ここから、一旦短冊形の地筆が崖線の際まで延び(第一段階)、その後地筆が傾斜に合わせて奥に延長された(第二段階)ことが推定される。

石州街道に直交する北ノ小路の字界は、石州街道からかなり奥まった所にあり、その地点はおよそ石州街道南側の短冊形地割の屈曲点と一致する。ここから、石州街道南側に第一段階の短冊形地割が形成されて以降に北ノ小路が開通し、それから小路に沿った両側町が形成されたと考えられる。また、石州街道南側の屈曲する短冊形地割と、それに背後から接する馬場殿小路北側の短冊形地割の奥行きを比較すると、後者は前者に押されて、奥行きが総じて短い。ここから、石州街道南側の短冊形地割が第二段階を迎えて以降に、形成され始めたことが推定される。なお、北ノ小路と馬場殿小路は斜行することから、後述するように両小路の開設に先後関係はなく、ほぼ同時期に存在したとみている。つまり、石州街道南側に第一段階の短冊形地割が形成↓それに直交して北ノ小路が開設↓北ノ小路の両側町形成開始・石州街道南側の地割が傾斜地点を越えて延長(第二段階)↓馬場殿小路沿いの短冊形地割の形成・北ノ小路の両側町の完成という、やや複雑な空間形成過程を読み取ることができる。

ほとんどの小路が主要道に直交する縦小路沿いにおいては、縦小路沿いの地割形成が先行し、その後それに交差する小路が開設されたと推定される。縦小路に沿った短冊形地割の背割線は、一ノ坂川左岸の侵食谷の崖線までしか達しない。また、縦小路沿いには、上縦小路・新立・下縦小路の三つの両側町しか存在せず、このうち新立は、大内



氏館に隣接し、戦国期には館の範囲内であった可能性が高く、字名からも町の成立は新しいのではないかと思われることから、戦国期まで遡る可能性のある両側町は、下・上竪小路の二町のみということになる。これらのことから、竪小路沿いの短冊形地割は一ノ坂川侵食谷という地形的制約を超えるほどには発達せず、地割形成後に竪小路に直交する小路が複数開設されたという過程が推定される。これらの小路は、一ノ坂川を超えて直線で延び、石州街道沿いの小路とは違って両側町を形成しないことから、専ら対岸への通り抜けのための通路として利用されたことが推測される。

ここで、主要道に対し斜交する小路の形成過程の検討に戻ろう。このような交差点の形態は、主要道に沿った地割の完成以前に、小路が開設していたために生じたと考えられる。つまり、主要道の地割形成よりも前か、それと同時に小路が開設され、主要道沿いの地割形成に近い時期に、小路の両側町の地割も形成されたことになる。ここで、斜行する街路群は一箇所に集中しており、それらは a—d—e—f (図2) という街区を構成していることに注目したい。この街区は、d—e 間に通じていた石州街道旧ルートが、現在の石州街道 (a—e) と竪小路 (a—d) に変更されたと前節で推定した場所である。この推定に沿うと、石州街道の付け替えによって新しく設定された石州街道 (a—e) と竪小路 (a—d) には時期差があまりないことになり、両道路が斜行していることと整合的である。両道路の交差点である a 地点における大市と下竪小路の地割形態を見ても、両字の地割ともに交差点まで達しており、両道路に沿った地割形成にも先後関係を想定しがたい。

一方、石州街道の付け替えによるルートの変更と直接関係しない位置にある錢湯小路—相物小路は、新石州街道沿いの大市が地割を形成する以前から存在した比較的古い街路であると思われる。錢湯小路と相物小路の両側町は、他の小路町に比して、面積が大きく、石州街道間際まで字が展開している。これらの小路に沿って、石州街道の地割形成とほぼ同時期か、それほど時期を経ないタイミングで、地割形成が始まったことが示唆される。久保小路も、先述の石州街道の付け替えによるルート変更と直接関係する場所ではないため、街路そのものは石州街道旧ルートの段階

から開設されていたと思われる。しかし、豎小路と斜行するd地点の地割形態からは、明らかに豎小路沿いの地割形成が先行したと考えられるので、石州街道への付け替え後の豎小路沿いの地割形成に遅れて、久保小路に沿った両側町の地割が成立したと推定される。a—d—e—fの街区中央には諸願小路という小路が通り、小さな両側町が付属している。諸願小路と両側町の形態は、中世京都において市街地の再開発のために開設された辻子と辻子町<sup>18</sup>に類似しており、四辺の両側町が先行し、残された中央の空閑地を有効利用するために、小路が開設されて、町が成立した過程を想起させる。つまり、a—d—e—fに沿った地割形成からかなり遅れて開設された、比較的新しい小路であろう。

相物小路と馬場殿小路の交差点の地割形態からは、相物小路が馬場殿小路に先んじて、地割を形成したことがうかがわれる。豎小路の南への延長部にあたる太刀売と馬場殿小路との交差点の地割形態からも、太刀売の地割形成が馬場殿小路のそれに先行したことが示唆される。先述のように、相物小路は石州街道の付け替え以前から存在し、太刀売は付け替え時かそれ以降に存在したと推定されるので、馬場殿小路沿いの地割形成は、それよりも新しい時期ということになる。現在の馬場殿小路は、今市まで延びているが、その間に米殿小路という両側町が挟まっている。米殿小路の両側町の街区内における位置と形態は、先に指摘した諸願小路のそれとよく似ており、周囲の地割が形成されてから、中央に空いた空閑地を利用するために小路が開設されたことを示唆している。ここから、当初の馬場殿小路は今市までは貫通しておらず、北ノ小路との交差点付近で止まっていたことが推定される。

今市—今道—鰐石ルートは、前節において③段階に新設ないし整備された道であろうと推定した。これらの街路周辺の字界線やそれに沿った短冊形地割の背割線は、いずれも直線的であることから、③段階ないしそれ以降に、計画的・人為的に街区と地割が設定されたことを示唆している。この辺りは、一ノ坂川・榎野川の洪水に遭いやすい場所であり、街道に沿った町並形成は山口の中では相対的に遅かったことが推測される。

①段階に推定した古い道路であるe地点南西の石州街道沿いにおいても、字道場門前南側の地割の字界線は直線で

ある。扇状地の扇端部に位置し、一ノ坂川・榎野川両河川の氾濫原に近接する道場門前付近は、古くから街道は存在しても、沿線に町並がはりつくまでには時間を要し、町並形成は③段階以降まで降ると考える。今市の直線的な背割線が道場門前の字界線に影響を及ぼしていることから、今市の地割が③段階に形成されて以降に、道場門前に町並が形成されたという時期差が示唆される。

さて、前節と本節の推定を組み合わせて整理すると、山口における街路・街区の形成過程として、以下のような四段階を想定することができる。各段階においては、まず街路が開設・整備され（A）、次にそれに沿った空間利用がなされる（B）という二つの現象が推定される。

①—A段階

街路は、石州街道旧ルート、竪小路（の原型）、大殿大路が存在した。一ノ坂川左岸の築山館南限道路と伊勢大路（円小路）が存在した可能性もある。石州街道には銭湯小路—相物小路が、竪小路には久保小路が斜行している。

①—B段階

石州街道沿いの大市の西半分・中市・米屋町の地割形成が始まる。このうち南側の地割の範囲は崖線までである。銭湯小路—相物小路に沿った地割形成がなされる。

②—A段階

石州街道が付け替えられ、下竪小路—太刀売の街路が形成される。今小路、御局小路—北ノ小路の小路が石州街道から派生する。一ノ坂川左岸の築山館南限道路と伊勢大路（円小路）は、この時期以降から存在した可能性もある。

②—B段階

大市・中市・米屋町の地割が崖線を越えて南に延長される。②—A段階に成立した街路に沿ってその両側に地割が形成され、やや遅れて久保小路沿いに地割が形成される。馬場殿小路が存在する。竪小路沿いの地割が、一ノ

谷川左岸の侵食谷崖線まで形成されるのも、この時期の可能性がある。

③—A段階

今市—今道—鰐石ルートが開設され、既に存在していた一ノ坂川左岸の大殿大路、築山南限道路、伊勢大路が、一ノ坂川を越えて右岸に直線道として延長される。馬場殿小路に沿って地割が形成されるのは、この時期の可能性がある。

③—B段階

③—A段階で開設された道路沿いの今市・今道・鰐石に、規則的・計画的な街区・地割が形成される。

④段階

道場門前、米殿小路、諸願小路の地割が形成され、残された空閑地も利用されるようになる。

#### 四 戦国期山口の景観変化

(一) 街路・地割の形成過程

本節では、前章で推定した街路・街区・地割の相対的な形成順序に、近年の町並遺跡における発掘調査の成果と旧稿で整理した文献史料に記載される街路・地名の初見時期の情報を加えて、それぞれの街路・街区の具体的な形成時期と過程について考察を試みる。

山口北部の町並遺跡の調査によって、Ⅲ期に広域で盛土整地が行われ遺構・遺物が急増し、本格的な都市整備が行われたことが明らかになっている<sup>19)</sup>。ここから、前章で推定した諸段階のうち、街路・地割形態が広範囲で新設・変更されたと推定した②段階が、Ⅲ期に相当する可能性が高いとひとまず仮定したい。それではこの仮定は、他の資史料からも首肯されるのだろうか。

町並遺跡の調査地点の中には、町割の方向が、Ⅲ期に行われた盛土整地の前後に変化する地点が複数見られる。25

次調査（図5・6）では、Ⅲ期の整地層の前後で、掘立柱建物の方向が南北方向から大内氏館に直交・平行する方向に変化する<sup>20</sup>。34次調査（図5・6）では、Ⅲ期の整地層の下のほぼ南北方位の建物が、整地後に現在の地割に近い方位に変わる<sup>21</sup>。ここから、25次・34次調査地点の面する築山館南限道路（松田殿小路―築山町―野田町）も、遅くともⅢ期には存在していたことが推定される。また、町並遺跡の35次・41次・60次調査（図6）では、Ⅲ期に整地が行われており、永正十七年の高峯大神宮の勧請に先んじて、一ノ坂川左岸の伊勢大路（近世円小路）沿線の土地が使用されていたことが判明し<sup>22</sup>、Ⅲ期に伊勢大路の原形ができあがっていた可能性も指摘されている<sup>23</sup>。前章において、築山館南限道路と一ノ坂川左岸の伊勢大路は、①―A期ないし②―A期の所産と推定したが、これらの発掘調査成果をふまえると、Ⅲ期は①―A期か、②―A期のいずれかに相当すると考えられる。

時期を絞りこむために、他の発掘調査成果も検討しよう。34次調査（図5・6）における遺構の方向性の変化は、明応九年（一五〇〇）の足利將軍の南向と文龜三年（一五〇三）の今八幡宮社殿造営に関連する可能性が指摘されている<sup>24</sup>。54次調査（図5・6）では、ほぼ東西南北を向いていた土坑などの軸が、十六世紀初頭に、北から西へ三十五度振れた方位へと変化していることが判明し、この周辺で町割りがなされたことが指摘されている<sup>25</sup>。この新しい方位は今八幡宮馬場にはほぼ平行する。隣の51次調査（図6）でも、今八幡宮馬場に平行するⅢ期の溝・柱列が検出されている<sup>26</sup>。これらのことから、十六世紀初頭のⅢ期に、館跡北東部では今八幡宮馬場を基軸として街区が設定されたと考えられる（図6）。この今八幡宮馬場は、石州街道のb―cの直線部を北へ延長した道路であることから、石州街道の屈曲と連動してルートが設定された可能性が高い。今八幡宮は、前述のように文龜三年に大内義興によって遷宮ないし社殿造営が行われた神社であり<sup>27</sup>、この時期前後に今八幡宮馬場が現状のような直線道として新設ないし整備されたことは十分に想定される。文龜三年という時期は、34次・54次調査における方位の変更時期とも整合的である。ここから、今八幡宮馬場とb―c間のルート設定は、Ⅲ期に行われたと考えられる。

これをふまえると、a―b間の石州街道も、b地点、c地点の屈曲や今八幡宮馬場の設定に連動して、Ⅲ期に新設

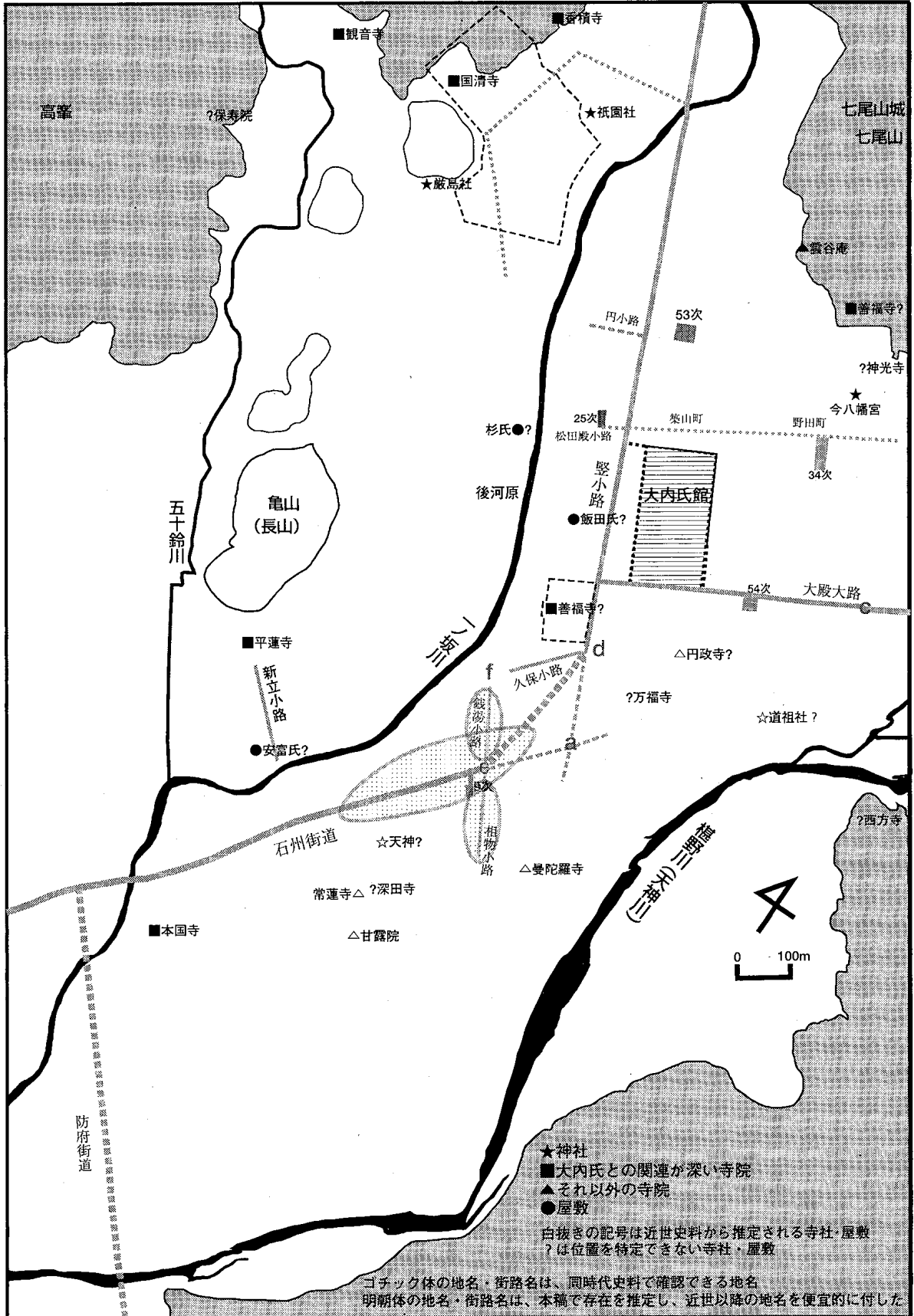


図5 II期(15世紀後半まで)における山口の景観復原図

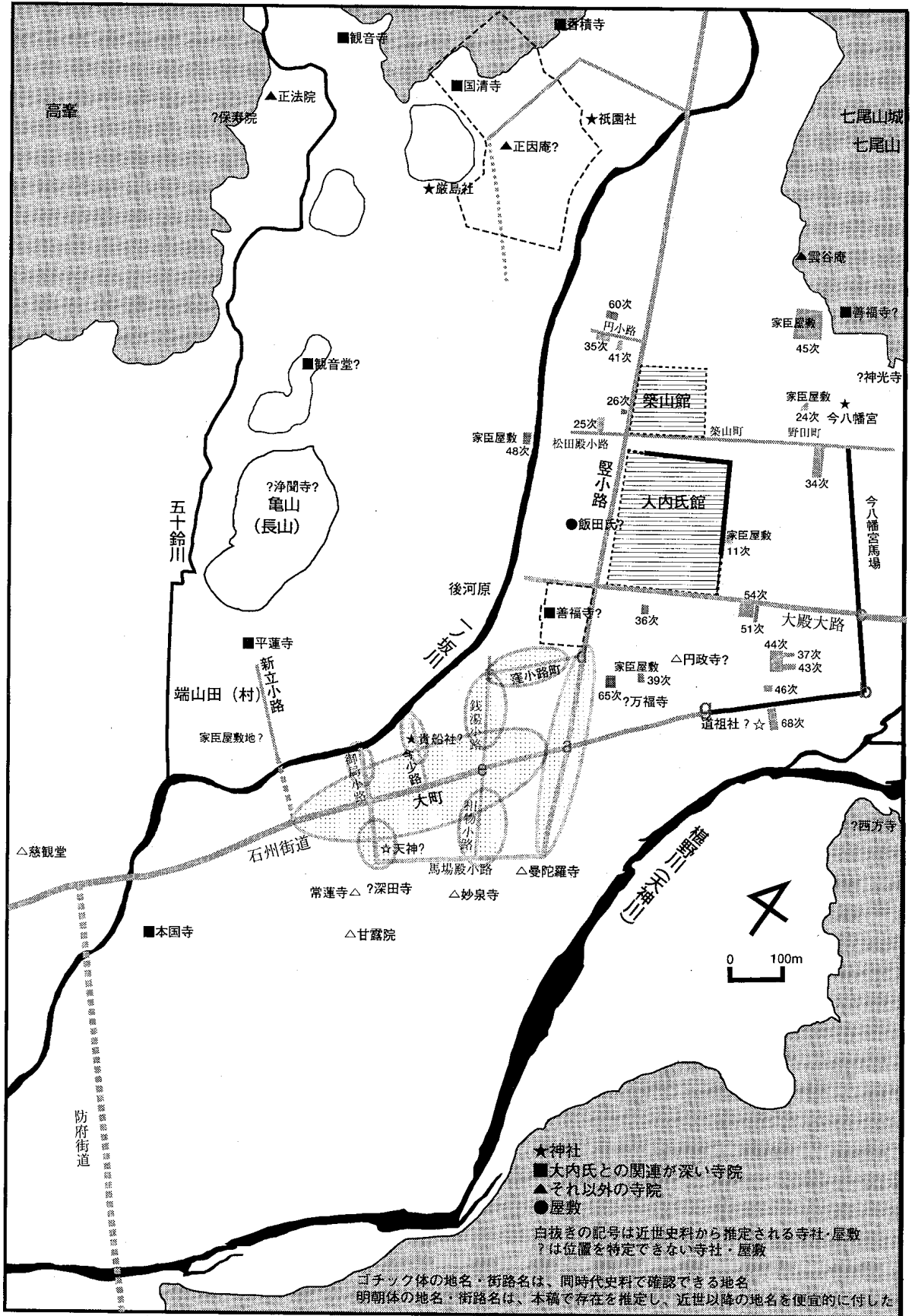


図6 Ⅲ期(15世紀末~16世紀初頭)における山口の景観復原図

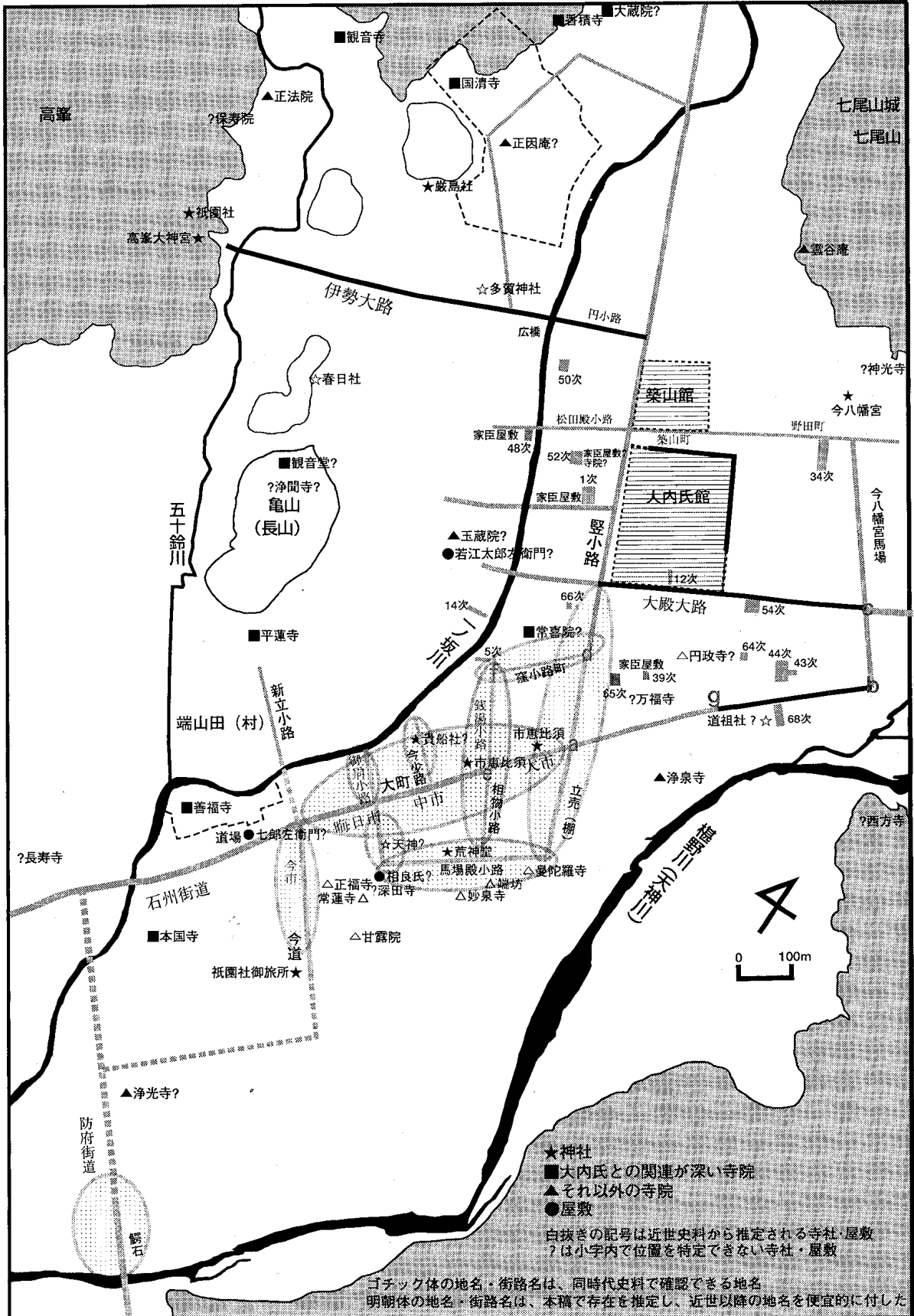


図7 IV期 (16世紀前期～半ば) における山口の景観復原図



ないし整備されたのではないかと推測される。ここで注目したいのが、町並遺跡の43次・44次調査である。43次調査（図6・7）では、Ⅲ期に石州街道に規制された方向の石敷礎石建物が検出され、Ⅳ期の盛土整地によって埋められた後、現在の街路と同じ方向の柱穴群が形成されたことが分かった<sup>28</sup>。隣接する44次調査でも同様の方位の転換が認められた<sup>29</sup>。ここから、g—b間の石州街道はⅢ期には存在しており、今八幡宮馬場と並んで、周辺の地割の方向の基準となる都市軸となったことが推定される。このように、石州街道のa—b—cのルートは、Ⅲ期には都市軸として機能していたと考えられるので、石州街道の付け替えもⅢ期ということになる。つまり、前章の推定における②—A段階は具体的にはⅢ期に相当すると考える。

旧稿で整理したように、Ⅲ期において同時代の文献史料で存在を確認できる街路は、豎小路、今少路、窪（久保）小路、今道である。このうち、永正十七年（一五二〇）に祇園社御旅所が置かれ、祇園会の巡行ルートとして登場する今道<sup>30</sup>は、その名の通り、御旅所の勧請に伴って同年ないしその直前に開通した新道であると推定されるので、Ⅳ期に存在した街路とみなす。先述のように大町という地名が見えることから、a地点南西の石州街道が商業空間として機能していたことも改めて確認される。今道以外のⅢ期に存在した街路は、いずれも前章において②段階には存在しなかったと考えたものであり、②段階はⅢ期に相当するとした考えに矛盾しない。

永正十五年（一五一八）に始まった高嶺大神宮造営に際し、窪小路町にある談議所常喜院寺内に「木屋」が設けられた<sup>31</sup>。平瀬直樹は、材木の加工所である「木屋」に、大町辺りに居住している「公界」の番匠たちが通って作業を行なったことを指摘している<sup>32</sup>。ここで、なぜ久保小路に木屋が設けられたのかを、微地形を考慮した地理的観点から今一度考えてみたい。久保小路近辺は、一ノ坂川が西に振る場所である上、扇状地の傾斜が急傾斜から緩く変化する地点にもあたるため、不安定な河原地形であったと考えられることは、前章でも述べた。窪（久保）小路という字名・街路名も、氾濫によって生じる低湿地の窪地を示唆している。反面、この付近より上流になると一ノ坂川の水流は地形の傾斜に比例して早くなるので、一ノ坂川の傾斜が緩いうちに、できるだけ上流まで遡上しようとしたときの限界

地点は久保小路周辺と思われる。「木屋」が久保小路に構えられたのは、高峯大神宮造営に使用する木材等を一ノ坂川を利用して運搬・集積できる場所としては、この周辺が最も上流にあたるためではないだろうか。このような久保小路付近の地形的メリットを考慮すると、荷揚げ場所としての利用は、永正十五年に突然開始されたとは考えにくく、それ以前から水運の発着点として利用されていた可能性は十分に想定される。ここから、前章で一ノ坂川の舟運の往來に利用されたとした石州街道に直交する今小路・御局小路は、遅くとも永正十五年以前には開通していたのではないかと推定される。このことも、今小路・御局小路を含む②—A段階がⅢ期に相当すると考えた理由の一つである。

一方、石州街道旧ルートや築山館南限道路の存在を推定した①—A段階は、Ⅲ期以前ということになるので、Ⅱ期に相当する可能性がある。図5をみると、町並遺跡においてⅡ期の遺構が確認された25次、34次、53次、54次調査地点は、いずれも急傾斜扇状地上に位置し、扇状地の中でも、とりわけ北東の七尾山から連続する微高地にあることが分かる。また前述したように、25次、34次、54次調査におけるⅡ期の遺構は南北方向を示す傾向にあり、その方位は、七尾山から延びる扇状地上の微高地の方向に近い。つまり、Ⅱ期における遺構は、扇状地上の微地形の形態に影響を受けていると思われる。この状況は、①段階の街路は最も安定した微地形に立地するとした、前章の街路と地形条件との対応関係の推定と類似している。ひとまず①—A段階をⅡ期に比定しておきたい。

永正十七年に、大内義興によって高峯大神宮が勧請された。乾貴子は、これを大内氏館周辺から高峯周辺への城下町の移行によるものと評価している<sup>33</sup>。町並遺跡の発掘調査では、一ノ坂川両岸の侵食谷において、十六世紀中葉以降の遺構が検出されており、大内氏館と高峯大神宮を隔てる一ノ坂川周辺において、Ⅳ期以降に本格的な都市造成がなされたとされる。高峯大神宮の勧請は、一ノ坂川周辺の都市域の拡大の契機となったと推定される。豎小路から一ノ坂川の侵食谷を渡って高峯大神宮に向かって直線的に延びる伊勢大路も、永正十七年前後に都市開発の新しい基軸とするべく、一ノ坂川左岸の円小路から川を超えて右岸に延長、ないし整備されたと考えられる。ここで、一ノ坂川右岸の伊勢大路は、前章において③—A段階に形成・整備されたと推定したことを想起したい。③段階の街路と街区

は、Ⅳ期における新規土地開発と都市域の拡大の所産である可能性を指摘できる。

## (二) 戦国期山口の都市景観

前節の考察をふまえて、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期それぞれの時期に存在し、機能したと推定される街路とエリアを、図5(図7に地図化した)。さらに、各時期に存在が確認ないし推定される寺社・屋敷の分布を加えた。それぞれの寺社・屋敷の存在時期と位置についての史料の根拠は、旧稿の表1にて示したので、ここでは再掲しない。これらの地図中に記載した、街路沿いの町エリアの範囲は、存在した可能性のある最大範囲を囲んでおり、これらの範囲内が連続する市街によって充填されているとは限らないことに留意されたい。また、各時期の町割や都市機能の基軸となったと推定される街路や区画を、図中では太い黒線で示している。これらの景観復原図をもって、本稿の結論としたい。

本稿の検討の結果、山口においては、石州街道沿いの南部地区で街路に沿った「線」状の空間が、微地形やその他の街路・地割の形成過程の影響を受けながらも、自律的に展開していく傾向が見られ、街村集落の集合体と評することのできるような都市景観となったと考えられる。これは中世的な街村景観が高度に発達した空間のような印象を受ける。その一方で、大内氏館や築山館周辺の北部地区では、街路から距離を隔てた場所も、Ⅲ期以降になると盛んに屋敷地として開発・利用されるようになり、「面」状の都市空間が形成される傾向にあった。しかし、北部地区における「面」としての景観の展開は、今八幡宮馬場、石州街道、大殿大路といった各時期の都市軸の方向性に大きく左右されるものでもあり、近世城下町に見られる、当初から空間を「面」として区画し配分する都市計画ないしプランが貫徹されていたとは考えにくい。むしろ、中世的な街村景観を母胎として、試行錯誤する中で、近世的な「面」状の都市空間の設定と創出が試みられている試行錯誤の過程のように思える。つまり、山口は、中世的な「線」状の景観と近世的な「面」状の景観とが混在し、接合する、中近世移行期の都市空間の一パターンとして評価することが可能なのではないだろうか。大内氏が石州街道沿いの町空間に対し、積極的に統制を加えていないことを城下町山口の特

徴とした旧稿の見解は、先述の戦国期山口の都市景観の展開過程を別の視点から表現したものである。

本稿は第一章で述べたように、旧稿においても使用した街路・地割といった空間データを、別の視点を加えて読み直し、分析を精緻化させることで、改めて戦国期山口の都市空間全体の復原を行うことに目的を定めた。大内氏と都市住人との空間を介した関連性の実態や、都市空間史及び戦国期城下町研究における山口の都市空間の位置づけについては、本稿で結論として示した三時期の復原図をもとに、稿を改めて論じることとしたい。

本稿の結論は、戦国期に直結しない地籍図や地形図といった空間データの形態をパターン化し、そこから段階差や形成順序を推定するという歴史地理学的な分析手順を踏んで得られたものであり、方法の異なる考古学の発掘調査によつて厳密な検証を行い、修正を加えていく必要があることは論を待たない。現時点で使用できる資料と方法論に基づいた、時限的なたたき台に過ぎない試論ではあるが、資料的制限の大きい中世都市の景観復原を進める上では、意味のない作業仮説ではないと考える。本稿が学際研究における歴史地理学の貢献の一端を担うことができれば幸いである。

### 【謝辞】

山口市役所所蔵の地籍図の閲覧・撮影に際しては、山口市史編さん室の古賀信幸氏と山口市総務部財務管理課の兼重知己氏に便宜を図って頂きました。また、古賀氏と、山口市教育委員会文化財保護課の増野晋次氏、佐藤力氏、北島大輔氏、磯部貴文氏、井上広之氏、青島啓氏及び同保護課の方々には、大内氏関連町並遺跡及び大内氏館跡の発掘調査について、何度も懇切丁寧にご教授頂きました。ここに記して、厚く御礼申し上げます。本稿の作成には、平成十五年度～十八年度科学研究費補助金（基盤研究B課題番号一五三三〇一一六）「中・近世における都市空間の景観復原に関する学際的アプローチ―方法論的再検討を目指した畿内と防長両国の比較研究―」（研究代表者 藤田裕嗣）を使用しました。

注

- 1 大内氏段階の山口の景観を後世になって復元的に描いた地図である「山口古図」（山口県文書館所蔵 軸物類二一九、『防長古地図集成 第三輯 山口県文書館蔵「山口古図」』マツノ書店、一九七五、として複製図が刊行されている）の詞書に、延文五年に大内弘世が居館を山口に移したと記されていることによる。
- 2 ①古賀信幸「防州山口における城・館・寺」（中世都市研究会編『都市の求心力―城・館・寺―』新人物往来社、二〇〇〇）九九―一九頁、②古賀信幸「周防国・山口の戦国期守護所」（内堀信雄・鈴木正貴・仁木宏・三宅唯美編『守護所と戦国城下町』高志書院、二〇〇六）三七―三八六頁、③北島大輔「大内氏館の変遷」（山口市教育委員会文化財保護課『山口市埋蔵文化財年報五―平成十六（二〇〇四）年度―』山口市教育委員会、二〇〇六、一八五―二〇〇頁）。
- 3 山村亜希「守護城下山口の形態と構造」史林八二―三、一九九九、一―四三頁。この中で、一九九九年以前の山口の空間構造に関する研究史については総括しているので、本稿では再言しない。
- 4 増野晋次「山口における戦国期のみちとまち」（藤原良章編『中世のみちと橋』高志書院、二〇〇五）一九三―二二二頁。前掲注2②。
- 5 佐藤力「大内氏関連町並遺跡について」（藤田裕嗣編『中・近世における都市空間の景観復原に関する学際的アプローチ（科学研究費補助金研究成果報告書）』二〇〇七、五五―六六頁）に、町並遺跡の近年の成果と調査の現状がまとめられている。
- 6 平瀬直樹「中世都市の空間構造―周防国山口を中心に―」北陸都市史学会誌八、二〇〇一、一一―三三頁。
- 7 山村亜希「南北朝期長門国府の構造とその認識」人文地理五二―三、二〇〇〇、一一―二二頁。
- 8 山村亜希「中近世能登七尾の湊町と城下町の景観」（矢田俊文・千田嘉博編『能登七尾城と加賀金沢城―中世の城・まち・村―』新人物往来社、二〇〇六）四一―六五頁。
- 9 戦国期豊後府内で成立が最も古いとされる街路は、大分川の自然堤防の形状に大きく規制されており、旧河道の痕跡も街区に色濃く残る。尾張清須についても、織豊期までは基本的に五条川の自然堤防に沿って、諸施設が立地していた（前掲注2②『守護所と戦国城下町』）。
- 10 古賀信幸「大内氏遺跡出土土師器の編年」（『大内氏館跡Ⅷ・大内氏関連町並遺跡Ⅰ』山口市教育委員会、一九九二）八七―九二頁。
- 11 高橋学は、歴史地理学における地形環境分析の必要性を主張しており（高橋学『平野の環境考古学』古今書院、二〇〇三）、筆者もそ
- 12

- の重要性は強く認識している。発掘調査の蓄積の厚い歴史的都市である京都では、遺跡埋没深度データベースをもとに、地形環境復原が進み、その方法論も整備されており、今後の中世都市研究の一方向を示すものとして注目すべき研究である（河角龍典・原澤亮太・吉越昭久「中世京都の地形環境変化」（高橋康夫編『中世のなかの「京都」』新人物往来社、二〇〇六）一五一―一七九頁）。しかし、発掘調査が十分に蓄積されているとは言い難い、地方の戦国期城下町において、同様の方法をそのまま適用することは難しい。
- 13 山口市教育委員会文化財保護課『山口市埋蔵文化財年報二―平成十三（二〇〇一）年度』山口市教育委員会、二〇〇三、四二頁。
- 14 山口県文書館所蔵 県庁伝来・地下上申絵図五四七。
- 15 山口市地方事務局所蔵「明治式拾年字限地引繪図」を基本的に使用した。本図は、作成後の変更箇所に加筆・訂正・貼紙等を施し、昭和期まで公図として使用されてきたため、現在閲覧できる地籍図には作成時の地筆界・地番・地目とは異なる記載も多い。そこで、閲覧の際、変更箇所を判別し、可能な限り、明治期のそれに戻すよう注意して資料を筆写した。また、法務局所蔵図を複製図として、山口市役所総務部財務管理課所蔵の「所在図」というタイトルの付けられた公図群も別に存在する。これらを閲覧し、法務局所蔵の地籍図と比較したところ、法務局所蔵図と同様に明治二十年以降の変更箇所の加筆・訂正がかなり多く、現状は法務局所蔵図とほぼ同じ時点の状況を示すと思われる。但し、市役所所蔵図のいくつかからは、法務局所蔵からは判読できなかった作成時の地筆等を判読できたので、この図も併用して、明治期の地籍を検討した。
- 16 前掲注2②、三七七頁。
- 17 土平博「近世都市山口の地割復原とその分析」（前掲注6『中・近世における都市空間の景観復原に関する学際的アプローチ』四三―五四頁）。
- 18 高橋康夫「辻子 その発生と展開」史学雑誌八六―六、一九七七（後に、同著『京都中世都市史研究』思文閣出版、一九八三、三―五五頁に再掲）。
- 19 前掲注4、一九九―二〇二頁。
- 20 増野晋次「大内氏関連町並遺跡の調査について」（第三回中国地区城館調査検討会レジュメ、一九九八）二頁。
- 21 山口市教育委員会文化財保護課『山口市埋蔵文化財年報一―平成十二（二〇〇〇）年度』山口市教育委員会、二〇〇二、三七―三九頁。
- 22 ①前掲注21『山口市埋蔵文化財年報一』四三―四八頁、②山口市教育委員会文化財保護課『山口市埋蔵文化財年報二―平成十三（二

〇〇一) 年度―』山口市教育委員会、二〇〇三、一三一―一六頁、③山口市教育委員会文化財保護課『山口市埋藏文化財年報四―平成十五(二〇〇三) 年度―』山口市教育委員会、二〇〇五、三一―三四頁。

前掲注22②、一四頁。

前掲注21。

25 山口市教育委員会文化財保護課『山口市埋藏文化財年報三―平成十四(二〇〇二) 年度―』山口市教育委員会、二〇〇四、一〇一―一〇六頁。

26 前掲注25『山口市埋藏文化財年報三』、四五―四六頁。

27 氷上山興隆寺文書「今八幡宮遷宮注文書」(防長史学五、一九三二に翻刻)によると、文龜三年に朝倉から遷宮が行われたとされる。しかし、これより古い文明十年(一四七八)の『大内氏掟書』三十五―三十九条に「今八幡宮並びに御神領の事」として、場所は不明ながら「今」八幡宮という名称を確認できることから、既にこの段階で現在地に移転しており、文龜三年には社殿の修築を行ったという解釈もできる。このように移転そのものの時期は不明であるが、文龜三年に大内氏によって、今八幡宮の大規模な改修がなされたことは確かであろう。

28 前掲注22②『山口市埋藏文化財年報二』、二五―二八頁。

29 前掲注22②『山口市埋藏文化財年報二』、二九―三三頁。

30 山口大神宮文書「高嶺太神宮御鎮座伝記」(山口県史編纂室編『山口県史 史料編 中世二』山口県、二〇〇一所収)。

前掲注30。

32 前掲注7、六頁。

33 乾貴子「戦国期山口城下における城館と屋敷神―周防国守護所別邸「築山」について―」山口県地方史研究七四、一九九五、四頁。